

○四天王寺大学人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、四天王寺大学学則第2条の2の規定に基づき、学部、学科または専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定める。

(人文社会学部)

第2条 人文社会学部は、グローバル社会の進展の中、人間と社会、文化に関わる様々な分野の動向と課題を捉えうる専門知識と知見を身につけるとともに、その人間的基礎としての社会貢献への高い使命感と他者理解の精神の養成を目的とする。そのために常に社会的関心を持って新たな課題を発見し、問題解決の道筋を探究し多様な他者と協働する力を鍛える中で、生涯を通じて学ぶ態度の育成に留意することとする。

(1) 日本学科

日本学科は、日本語及び日本の歴史・文化について幅広い知識を体系的に身につけ、自ら問題点を発見して適切に解決する能力を持ち、高度な日本語コミュニケーション能力を運用しながら、他者と調和ある共生を目指すことのできる人材の育成を目的とする。

(2) 国際キャリア学科

国際キャリア学科は、実践的な外国語能力とコミュニケーション能力を修得し、国際問題に関する知識を身につけ、さらに、キャリア形成に必要な知識とスキルを獲得し、以ってグローバル化社会で活躍できる人材の養成を目的とする。

(3) 社会学科

社会学科は、広く社会に貢献しうる資質を身につけさせる観点から、社会、人間、文化のしくみや相互の関連について、柔軟かつ論理的・科学的に思考し、判断できる人材の養成を目的とする。

(4) 人間福祉学科

人間福祉学科は、人を思いやる心を持ち、人とのつながりを大切にしながら、福祉専門職の価値や倫理及び社会福祉的な対象理解能力や問題解決能力、さらには社会福祉の相談援助の知識・技術を身につけた人材の育成を目的とする。

(教育学部)

第3条 教育学部教育学科は、人間と人間社会のあり方と教育（保育）の関係についての基本的な知見を修得することを前提に、制度と内容にわたる全面的な改革を要請されるわが国教育の歴史的社会的背景を把握し、この改革を担うに足る専門的知識と実践技能の体得を目的とする。そのために常に社会的関心を持って新たな課題を発見し、問題解決の道筋

を探究し多様な他者と協働する力を鍛える中で、生涯を通じて学ぶ態度の育成に留意することとする。

教育学科小学校教育コースでは、児童生徒、教育、社会についての幅広い知識に加えて、教員に求められる専門的知識と適切な教育活動が実践できる技能を有するとともに、利他の精神と教職への強い使命感と責任感を持って社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

教育学科幼児教育保育コースは、多様なニーズのある社会、保育施設等、子どもに応えることができる豊かな人間性と幼児教育・保育に関する専門的知識及び実践力、指導力を持ち、生涯にわたり学び続ける優れた保育者の育成を目的とする。

教育学科英語教育・小学校コース、中高英語教育コースは、英語の専門的知識を修得した上で、小学校教員や中高の英語教員として相応しい英語力や、異文化に関わる多様な事象に興味と関心を持ち、自己と他者への理解を深め、他者と協働する態度を身につけた人材の養成を目的とする。

教育学科保健教育コースは、「高い人格と豊かな資質をもって、児童生徒を人として尊重し、専門知識と技能、教育指導力を有する優れた養護教諭の養成を行うこと」を目的とする。

(経営学部)

第4条 経営学部経営学科は、企業や行政機関などのあらゆる社会公共の組織の経営活動に必要な専門知識と実践能力を身につけるとともに、その人間的基礎としての社会貢献への高い使命感と倫理観の養成を目的とする。そのために常に社会的関心を持って新たな課題を発見し、問題解決の道筋を探究し多様な他者と協働する力を鍛える中で、生涯を通じて学ぶ態度の育成に留意することとする。

経営学科公共経営専攻は、高い倫理観と使命感を持ち、行政組織をはじめ、公共サービスを担う非営利組織・民間営利組織などの経営活動の実践に必要な高度な専門知識と豊かな人間性を身につけ、公共社会の要請に応え、課題を発見・解決して社会に貢献するとともに、目標をもって自らが成長できる人材の養成を目的とする。

経営学科企業経営専攻は、高い倫理観と使命感を持ち、企業を中心とする組織の経営に必要な高度な専門知識や技術を身につけ、新たな課題を発見・解決する中で目標をもって新しいことに挑戦して自らが成長するとともに、グローバルからローカルまで多様な社会において他者と協働して社会に貢献できる職業人を養成することを目的とする。

(看護学部)

第5条 看護学部看護学科は、人間の生命と尊厳の尊重及び権利の擁護といった高い倫理観を基盤に、あらゆる健康レベルの個人、家族、集団、地域の顕在的、潜在的な健康課題を解決するために必要な人間力、専門的知識・技能・態度を修得し、自律的、創造的に看護を实践できる看護人材の育成を目的とする。また、これからの少子高齢社会の動向を見据え、地域におけるケアの重要性を認識して、人々が住み慣れた場所で安心して療養を継続でき、幸せに生きていくことができる社会の実現に貢献できる人材育成を目指す。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。